

茨城県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 茨城県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、茨城県内医療保険者が連携・協力し、保健事業等を共同実施することにより被保険者等の健康保持・増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、保険者の連携協力に係る次の事業について、協議するものとする。

- (1) 保健事業の共同実施
- (2) 保険者間における独自保健事業についての情報交換及び意見調整
- (3) 保健事業・医療費データ等に関する情報収集・提供
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、茨城県内の医療保険者で組織し、次の各号の委員をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 健康保険組合連合会茨城連合会を代表する者 | 3名 |
| (2) 全国健康保険協会茨城支部を代表する者 | 3名 |
| (3) 共済組合を代表する者 | 1名 |
| (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者 | 4名 |
| (5) 国民健康保険組合を代表する者 | 1名 |
| (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者 | 1名 |
| (7) 国民健康保険団体連合会を代表する者 | 1名 |
| (8) 茨城県担当部署 | 2名 |

2 協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

- 第5条 協議会には会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の中から互選する。
- 2 会長は会務を掌理し、協議会の議長となる。
 - 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(作業部会の設置)

第7条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、次の作業部会を設置する。

- (1) 企画情報部会
- (2) 保健活動部会

(費用の負担)

第8条 第2条に掲げる共同事業実施に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、茨城県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この規程は、平成21年7月28日から施行する。